

総務委員会 議案説明資料

令和4年9月26日

件名	頁
1 第68号議案 足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を を改正する条例	2
2 第78号議案 足立区防災減災対策整備基金条例の一部を改正する条例	5

(政策経営部)

第 6 8 号 議案 説明資料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	政策経営部 I C T 戦略推進担当課、子ども家庭部子ども施設入園課
内 容	<p>1 改正内容 現在、「足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に基づき、個人番号を利用した情報連携を行っている事務があるが、区民の利便性向上の観点から、新たに事務を追加する必要があるため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正の概要 保育施設入所審査の際に指数が同点の場合、市区町村民税額が低い世帯を優先するために、賦課期日に区外に在住していた場合は、申込者から当該自治体の課税証明書を提出いただいている。 個人番号を利用した情報連携の活用により、課税証明書提出に係る区民負担の軽減を図るため、本条例の別表第 1 及び別表第 2 に「児童福祉法による保育所等の利用の調整又は要請に関する事務」を追加する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙 1 のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行うとともに、所属長及び職員に対して、周知を図っていく。

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表 (抄)

改正前			改正後		
○足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例			○足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
付 則 (略)			付 則 (令和4年 月 日条例第 号) <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>		
別表第1 (第3条関係)			別表第1 (第3条関係)		
機 関	事 務		機 関	事 務	
1～24	略		1～24	略	
<u>(新設)</u>			25 <u>教育委 員会</u>	<u>児童福祉法 (昭和22年法律第164号) による 保育所等の利用の調整又は要請に関する事務であ って規則で定めるもの</u>	
別表第2 (第3条関係)			別表第2 (第3条関係)		
機 関	事 務	特定個人情報	機 関	事 務	特定個人情報
1 区長 ～ 5 区長	略	略	1 区長 ～ 5 区長	略	略
6 区長	児童扶養手当法による 児童扶養手当の支給に 関する事務であって規 則で定めるもの	略 児童福祉法 <u>(昭和22 年法律第164号)</u> に よる小児慢性特定疾病医 療費の支給に関する情 報であって規則で定め るもの	6 区長	児童扶養手当法による 児童扶養手当の支給に 関する事務であって規 則で定めるもの	略 児童福祉法 _____ に よる小児慢性特定疾病 医療費の支給に関する 情報であって規則で定 めるもの

改正前			改正後		
		略			略
7 区長～ 54 区長	略	略	7 区長～ 54 区長	略	略
(新設)			55 教育委 員会	児童福祉法による保育 所等の利用の調整又は 要請に関する事務であ って規則で定めるもの	地方税関係情報であっ て規則で定めるもの

第 7 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	足立区防災減災対策整備基金条例の一部を改正する条例
所管部課名	政策経営部 財政課
内 容	<p>1 改正目的 令和 4 年 5 月に公表された、都の新たな首都直下地震等の被害想定によると、区内の震度 6 強以上の地域が増加し、全壊棟数、死者数ともに 2 3 区最多の想定となった。 震災リスクから区民の生命と暮らし、財産を守るため、これまでの対策を加速化し、一層取組みを強化するための財源として、基金の使い道を拡充する。</p> <p>2 改正内容（別紙 新旧対照表のとおり） (1) 改正前 公共施設の整備に基金を活用 (2) 改正後 公共施設の整備に加え、耐震化のための区民への助成等にも基金を活用</p> <p>3 主な基金活用事業（想定） これまでの使途である避難所となる学校体育館のエアコン設置などに加え、耐震化促進のための耐震改修工事、耐震解体除却工事、ブロック塀等カットの助成などに活用。</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p> <p>5 足立区住宅等対策資金積立基金条例の廃止 防災減災対策整備基金の使い道の拡充に伴い、耐震助成等を設置目的とする足立区住宅等対策資金積立基金条例は廃止する。</p>
今後の方針	令和 5 年度当初予算編成に向け、基金を積極的に活用した、防災減災対策のより一層の強化を進めていく。

足立区防災減災対策整備基金条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区防災減災対策整備基金条例</p> <p style="text-align: right;">平成31年2月27日条例第1号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 区民の生命・財産・安全を守る防災・減災対策の強化に資する<u>公共施設等の整備</u>（以下「防災減災対策」という。）に要する資金に充てるため、足立区防災減災対策整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第7条 （省略）</p>	<p>○足立区防災減災対策整備基金条例</p> <p style="text-align: right;">平成31年2月27日条例第1号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 区民の生命・財産・安全を守る防災<u>及び</u>減災対策の強化に資する整備（以下「防災減災対策」という。）に要する資金に充てるため、足立区防災減災対策整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第7条 （現行のとおり）</p> <p><u>付 則（令和 年 月 日条例 号）</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>（施行期日）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>（足立区住宅等対策資金積立基金条例の廃止）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">2 <u>足立区住宅等対策資金積立基金条例（平成6年足立区条例第23号）は、廃止する。</u></p>